

令和 7 年 7 月 1 日

## 第 10 期 静岡市市民活動促進協議会について

---

(市民局市民自治推進課)

### 1 協議会の概要

- (1) 設置根拠 静岡市市民活動の促進に関する条例
- (2) 所掌事務 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する
  - ・協働事業の促進に関すること
  - ・基本計画の策定、進行管理及び変更に関すること
  - ・その他、市民活動の促進に係る重要な事項
- (3) 委員数 12 名
- (4) 開催時期 3 ～ 4 回程度/年

### 2 第 10 期の協議予定内容について ※過去の諮問及び主な協議内容は別紙のとおり

「第 4 次静岡市市民活動促進基本計画 (R5～R12)」について、前期 4 年間における目標の達成状況等を踏まえた評価を行うとともに、中間見直しに関する意見を聴取する。

### 3 委員構成等について

- (1) 任 期 令和 7 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日
- (2) 要 件
  - ・学識経験がある者
  - ・市民活動団体に所属している者
  - ・市民
  - ・前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者
- (3) 報 酬 11,500 円/回 (交通費は別途実額支給いたします)

別紙 過去の協議会への諮問、協議内容等

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 6 期<br/>H29. 7. 1<br/>-H1. 6. 30</p> | <p>諮問<br/>「協働事業の促進に関すること」<br/>「第 3 次静岡市市民活動促進基本計画の進行管理及び変更に関すること」<br/>「その他、市民活動の促進に係る重要な事項」</p> <p>主な協議内容<br/>・ 市民活動促進基本計画目標数値の見直し等について<br/>・ 市民活動支援システムの開設について<br/>・ 協働パイロット事業について</p>                                                              |
| <p>第 7 期<br/>R1. 7. 1<br/>-R3. 6. 30</p>  | <p>諮問<br/>「協働事業の促進に関すること」<br/>「第 3 次静岡市市民活動促進基本計画の進行管理及び変更に関すること」<br/>「その他、市民活動の促進に係る重要な事項」</p> <p>主な協議内容<br/>・ 協働パイロット事業について<br/>・ 市民活動促進基本計画の進行管理と新型コロナウイルスの影響による指標の見直しと再考<br/>・ 第 4 次市民活動促進基本計画の策定案について<br/>・ ふるさと応援寄附金等による N P O 等指定寄附事業について</p> |
| <p>第 8 期<br/>R3. 7. 1<br/>-R5. 6. 30</p>  | <p>諮問<br/>「市民活動促進の基本となる計画について」</p> <p>主な協議内容<br/>・ 第 4 次静岡市市民活動促進基本計画案について<br/>・ 第 3 次静岡市市民活動促進基本計画の評価について</p>                                                                                                                                       |
| <p>第 9 期<br/>R5. 7. 1<br/>-R7. 6. 30</p>  | <p>諮問<br/>「これからの市民活動センターに求められる機能について」</p> <p>主な協議内容<br/>・ これからの市民活動センターに求める基本的な役割<br/>・ 市民活動センター設置運営の枠組みについて</p>                                                                                                                                     |

## 第10期 静岡市市民活動促進協議会について

2025.8.26

静岡市市民自治推進課 今西



# 静岡市市民活動促進協議会の概要

## (1) 設置根拠

静岡市市民活動の促進に関する条例

## (2) 所掌事務

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する

- ・協働事業の促進に関すること
- ・基本計画の策定、進行管理及び変更に関すること
- ・その他、市民活動の促進に係る重要な事項

## (3) 委員数

12名 ※第10期の委員は別紙のとおり

## (4) 開催時期

3～4回程度/年

○静岡市市民活動促進協議会は静岡市の附属機関にあたる。

(地方自治法による調停、審査、諮問又は調査のために設置する機関)

○市長は、市民活動の促進に係る事項について、意見聴取を目的として、諮問をする。

○これを受けて協議会は、諮問に係る内容について調査及び審議し、結果を市に答申する。

○市は答申内容を参考に施策等を検討する。

# 静岡市市民活動促進協議会について

## ・過去の協議内容について

| 期・年度               | 諮問内容                                                                          | 主な協議内容                                                                                                                |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9期<br>(R5.7～R7.6)  | 「これからの市民活動センターに求められる機能について」                                                   | ・これからの市民活動センターに求める基本的な役割<br>・市民活動センター設置運営の枠組みについて                                                                     |
| 8期<br>(R3.7～R5.6)  | 「市民活動促進の基本となる計画について」                                                          | ・第4次静岡市市民活動促進基本計画案について<br>・第3次静岡市市民活動促進基本計画の評価について                                                                    |
| 7期<br>(R1.7～R3.6)  | 「協働事業の促進に関すること」<br>「第3次静岡市市民活動促進基本計画の進行管理及び変更に関すること」<br>「その他、市民活動の促進に係る重要な事項」 | ・協働パイロット事業について<br>・市民活動促進基本計画の進行管理と新型コロナウイルスの影響による指標の見直しと再考<br>・第4次市民活動促進基本計画の策定案について<br>・ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄附事業について |
| 6期<br>(H29.7～R1.6) | 「協働事業の促進に関すること」<br>「第3次静岡市市民活動促進基本計画の進行管理及び変更に関すること」<br>「その他、市民活動の促進に係る重要な事項」 | ・市民活動促進基本計画目標数値の見直し等について<br>・市民活動支援システムの開設について<br>・協働パイロット事業について                                                      |

# 静岡市市民活動の促進に関する条例について

市民活動促進協議会設置根拠： 静岡市市民活動の促進に関する条例

## ●条例を制定するに至った背景

H16.3 「市民活動と行政の協働のための基本指針」の策定

H17.4 「静岡市自治基本条例」の制定

H18.10 静岡市清水市民活動センターの整備 …等

H19.4 静岡市市民活動の促進に関する条例 施行

⇒市民活動を取り巻く環境が複雑化する中、さまざまな市民活動促進施策を効果的に実施するために、市が目指す市民活動の不変の理念や基本原則等を定めた

## ●条例の主な内容

- ・市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図り、もって市民自治によるまちづくりに寄与する
- ・市民活動の基本理念及び促進に関する基本原則を定めている
- ・市民活動に係る市民と市の責務を明らかにしている
- ・市民活動を総合的かつ計画的に促進するための基本的事項を定めている

# 静岡市市民活動の促進に関する条例について

## ●市民活動に関する用語の認識

### ・市民

市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体

### ・市民活動

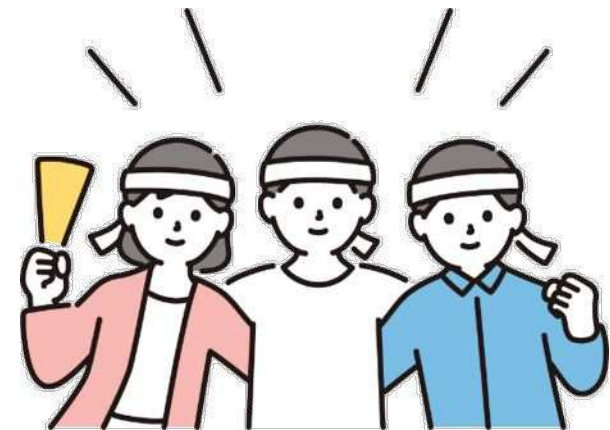
市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動

### ・市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体

→NPO法人が行う活動だけが市民活動ではない

例えば、自治会やPTA活動なども市民活動



# 協議会の審議スケジュールについて

## 1 諮問内容

「第4次静岡市市民活動促進基本計画の中間見直しについて」

## 2 協議内容について

※会議は原則的にすべて公開です  
※スケジュールは変更する場合があります

| 時期(予定)     | 内容                                                                | 行政の動き                                 |
|------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| ①<br>R7.8  | 委員自己紹介／諮問／第4次静岡市市民活動促進基本計画の概要や諮問の背景等についての説明／意見交換                  | 静岡市から諮問<br>委員顔合わせ・進め方確認               |
| ②<br>R7.10 | 審議:中間見直しにおける基本的視点について<br>【意見交換】                                   | 本市の現状と施策、成果指標等を参照しながら意見交換             |
| ③<br>R8.1  | 審議:施策3(創る・実現する)施策4(つながる、変わる)について<br>【意見交換】                        | 施策3・4に該当する施策等を参照しながら意見交換              |
| ④<br>R8.6  | 報告:中間評価結果と施策3, 4の最新指標数値について<br>審議:答申案(たたき台)について<br>【意見交換】         | 事務局からの報告と提示する<br>答申案(たたき台)をベースに<br>議論 |
| ⑤<br>R8.8  | 報告:市民意識調査結果について<br>審議:施策1(触れる・楽しむ)施策2(動き出す)について<br>:答申案について【意見交換】 | 施策1・2に該当する施策等を<br>参照しながら意見交換          |
| ⑥<br>R8.10 | 答申:第4次静岡市市民活動促進基本計画の中間見直しについて                                     | 静岡市に対して答申提出                           |
| ⑦<br>R9.2  | 報告:第4次静岡市市民活動促進基本計画の中間見直しについて                                     | 答申内容をもとに見直した計画<br>の報告                 |

意見をもとに  
中間評価を開始(場合によってはワークショップ等開催)

意見交換の内容をもとに  
答申案たたき台作成

意見を答申案に反映

意見を答申案に反映

答申をもとに  
計画の修正・改定を開始  
(パブリックコメント等実施)

審議状況により  
書面(メール等)  
による調整

## 第4次静岡市市民活動促進基本計画

2025.8.26

静岡市市民自治推進課 今西



# 静岡市市民活動促進基本計画とは??

「静岡市」が  
「市民活動」を  
「促進」する  
「基本」の  
「計画」

# 静岡市市民活動促進基本計画とは??

## 「静岡市」が 「市民活動」を 「促進」する 「基本」の 「計画」

- 条例で、静岡市役所は、この計画を作ることが義務付けられています。
- 静岡市市民活動の促進に関する条例 第8条  
市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

### 条例とは

法律の範囲内で、地域独自の問題を解決するために、その地域だけに適用されるルール

# 静岡市市民活動促進基本計画とは??

## 「静岡市」が 「市民活動」を 「促進」する 「基本」の 「計画」

- 静岡市では、「市民活動」を  
「市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に  
取り組む公益のための活動」と定義しています  
(条例第2条)

- ・自治会での清掃活動・防災訓練
- ・ボランティアサークル
- ・ボーイ・ガールスカウト
- ・PTA活動
- ・登下校時間の見守り活動
- ・スポーツ・文化の推進
- ・里山保全活動
- ・リサイクル活動

などなど…

# 静岡市市民活動促進基本計画とは??

「静岡市」が  
「市民活動」を  
「促進」する  
「基本」の  
「計画」

- 促進…物事が早くはかどるように促すこと
- 市民活動を促す、活発にしてい
- 市民活動の主体は市民のみなさん
- 市役所が引っ張って促すのではなく、市民の皆さんが自由に主体的に活動が盛んになっていくためのサポートをする

# 静岡市市民活動促進基本計画とは??

「静岡市」が  
「市民活動」を  
「促進」する  
「基本」の  
「計画」

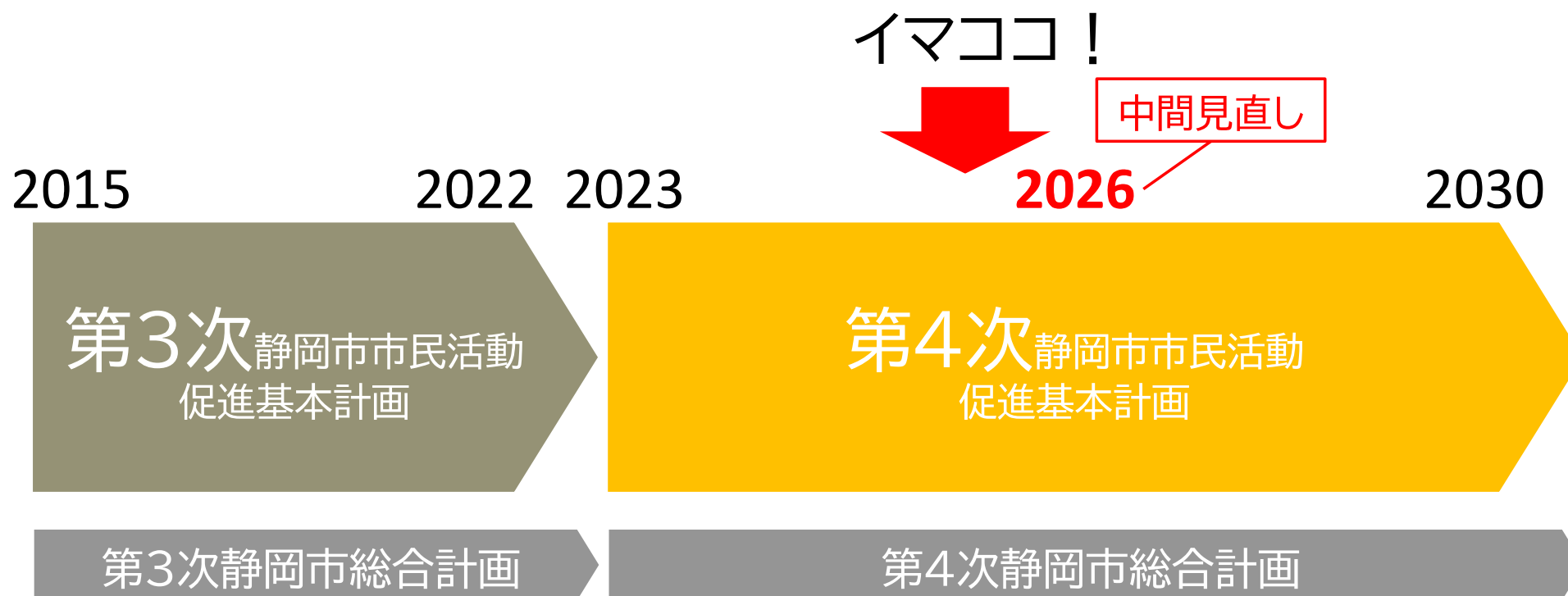
- 促進のやり方はたくさんある
- 細かく計画立ててもその通りいかないことや、予想できない社会の変化もある
- 基本的なことや代表的なものを定めて、具体的な方法(事業)は個別に実施

# 静岡市市民活動促進基本計画とは??

「静岡市」が  
「市民活動」を  
「促進」する  
「基本」の  
「計画」

- 行政が一貫性をもって取り組んでいくため
- 進み具合を把握しやすくするため
- 静岡市がこれから何に力を入れていこうとするのか市民のみなさんにお知らせするため

# 静岡市市民活動促進基本計画とは??



# 第4次静岡市総合計画について

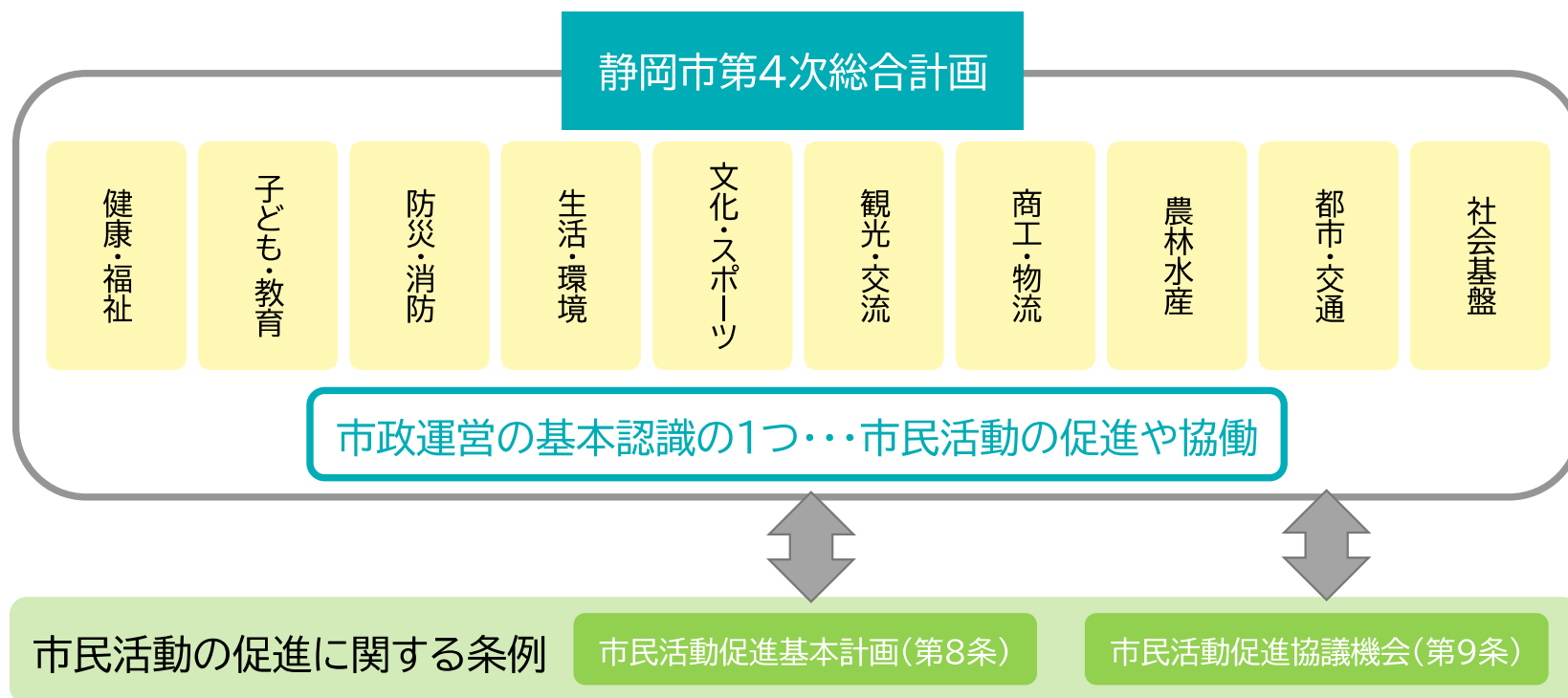
静岡市が長期的な視野に立ってまちづくりの方向性を示すもの

- ・市政運営の最も基本となる計画
- ・8年計画(2023~2030)
- ・10の分野別施策で構成されている。



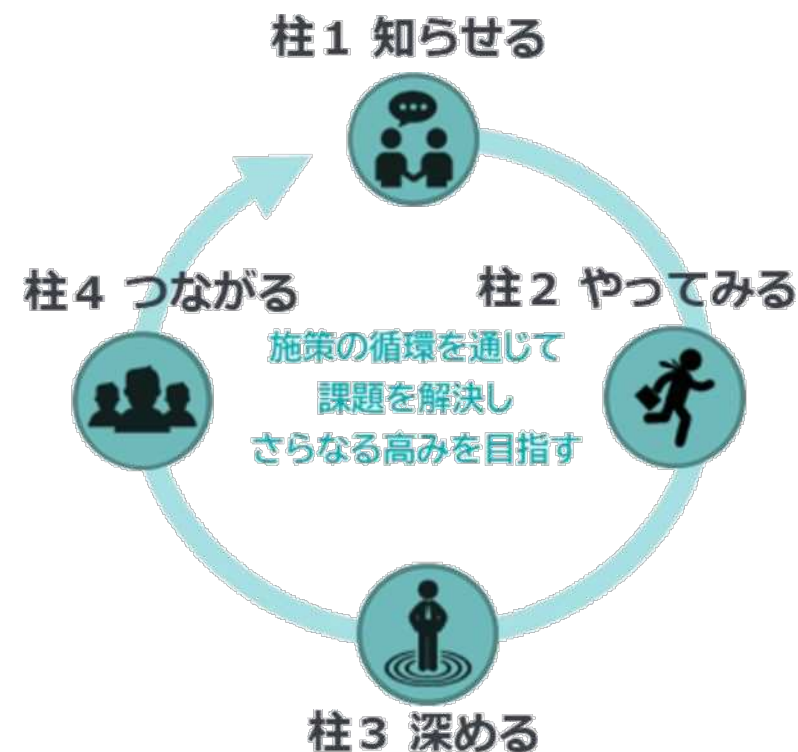
## 計画の位置づけ

市民活動の促進や協働は、分野別施策を効率的かつ効果的な推進を下支えするための「**市政運営の基本認識**」に関するものとして位置づけられている



# 2022までの計画：第3次静岡市市民活動促進基本計画

2015 → 2022



# 「静岡市市民活動促進協議会」に意見を聞きました

「市民活動は特別なことではなく、日常に当たり前に存在し、生活を豊かにするものであるであってほしい」、「市民一人ひとりが自分のこととして語れ、市民活動のステージをだんだんと登っていくような動きをイメージできるように」といった議論を通じて、次の「目指す姿」と「4つの柱」の提案がありました。

|           | 第3次計画                     |   | 静岡市市民活動促進協議会 答申<br>(第4次計画策定に向けた提案)                      |
|-----------|---------------------------|---|---------------------------------------------------------|
| 目指す姿      | より多くの市民が<br>参加するまちづくり     | » | 多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち<br>～主体的にチャレンジできる、自発的に支えあいができる、静岡～ |
| 施策の柱<br>1 | 知らせる<br>＜交流の場づくり＞         | » | 触れる・楽しむ<br>＜市民活動へのちょっとしたきっかけの創出＞                        |
| 施策の柱<br>2 | やってみる<br>＜市民活動への参加の促進＞    | » | 動き出す<br>＜日常の一部としての市民活動の実現＞                              |
| 施策の柱<br>3 | 深める<br>＜市民活動の自立を支える環境づくり＞ | » | 創る・実現する<br>＜市民活動を支える気運を高める＞                             |
| 施策の柱<br>4 | つながる<br>＜市民協働の推進＞         | » | つながる・変わる<br>＜異なる組織や世代をつなぐ取組の支援＞                         |

# 第4次静岡市市民活動促進基本計画

2023 → 2030

目指す姿  
(目標)

多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち  
～主体的にチャレンジできる、自発的に支えあいができる、静岡～

施策の  
柱 1

触れる・楽しむ  
＜市民活動へのちょっとしたきっかけの創出＞

施策の  
柱 2

動き出す  
＜日常の一部としての市民活動の実現＞

施策の  
柱 3

創る・実現する  
＜市民活動を支える気運を高める＞

施策の  
柱 4

つながる・変わる  
＜異なる組織や世代をつなぐ取組の支援＞



## 第4次静岡市市民活動促進基本計画の概要

### 市民活動って？

人々の生活を支え、豊かにしていくための重要な取組の一つであり、社会の中で市役所（行政）の活動や企業の営利活動等では埋められない部分をカバーしてたりします。NPOやボランティア活動も市民活動の一つの面ですが、自治会や町内会の活動といった住民同士の支え合いも市民活動と言えます。

### 何のための計画なの？

静岡市における、令和5年(2023年)度から令和12年(2030年)度までの8年間の市民活動について、どのような方向性で促進していくかを定めるものです。この計画は「静岡市市民活動の促進に関する条例」第8条の規定に基づき、策定することが義務付けられています。

### 市民活動を取り巻く状況は？

計画策定にあたり、①感染症や国際的な問題によって社会情勢の不確実性が高まっていること、②人口の減少や構成の変化が暮らしにも影響を与えていること、③デジタル化の進展、④非営利法人の形態も様々で協働の形も多様化していることを現状認識としています。

### 「目指す姿」等を定めた背景は？

有識者や市民委員等で構成される「静岡市市民活動促進協議会」における「市民活動は特別なことではなく、日常に当たり前に存在し、生活を豊かにするものであってほしい」「市民一人ひとりが自分のこととして語れ、市民活動のステージをだんだんと登っていくような動きをイメージできるように」といった議論を踏まえ、下記の目指す姿と施策の柱を定めました。

## 第4次静岡市市民活動促進基本計画の目指す姿・施策の柱・取組の方向性

2030年に  
目指す姿

多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち

～主体的にチャレンジできる、自発的に支えあいができる、静岡～

施策の  
柱1

### 触れる・楽しむ

#### 市民活動へのちょっとしたきっかけの創出

##### ①市民への情報の広がりへの支援

市民活動団体や市民が、お互いに情報を広め合い、社会全体へ伝えることができるような環境づくりに取り組みます。



##### ②市民活動を身近に感じられる機会の創出

実際に体験し、交流し、楽しむことができる場、市民活動に対する興味・関心を醸成する場、シチズンシップを育むための学びの場、行政や市民活動団体等との対話の場といった機会の創出に取り組みます。

#### 成果指標

市民活動に参加していない理由として「情報が得られない」ことを挙げる市民の割合（市民意識調査）

| 現状<br>(策定時) | 中間目標<br>(R8) | 最終目標<br>(R12) |
|-------------|--------------|---------------|
| 33.0 % (R4) | 28.0 %       | 23.0 %        |

施策の  
柱2

### 動き出す

#### 日常の一部としての市民活動の実現

##### ①多様な主体が日常的に市民活動に参加できる環境づくり

年代、性別、国籍、障がいの有無、団体が個人か等に関わらず、地域や社会に関心をもって自発的に市民活動に参加できたり、企業等による社会貢献活動が促される環境づくりや市民参画の推進に取り組みます。



##### ②市民活動の立ち上げを支える仕組みづくり

自ら活動を立ち上げたり、仲間づくりのための機会や場所の提供、助言や、他の団体とのコーディネート等、活動にあたり必要なサポートに取り組みます。

#### 成果指標

市民活動に参加したことのある市民の割合（市民意識調査）

| 現状<br>(策定時) | 中間目標<br>(R8) | 最終目標<br>(R12) |
|-------------|--------------|---------------|
| 78.8 % (R4) | 85.0 %       | 90.0 %        |

施策の  
柱3

### 創る・実現する

#### 市民活動を支える気運を高める

##### ①市民が市民活動を支え合える仕組みづくり

市民同士が相互にその活動や環境を支えていくため、市民活動の具体的事例等の情報の蓄積と活用や、寄附やボランティア等といった様々な形での支え合いがしやすい環境づくりに取り組みます。



##### ②市民活動団体の基盤強化のための支援

市民活動団体がその力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、市民活動に係る人材や団体の育成、資金調達の情報提供や技術的支援等、幅広いサポートに取り組みます。

#### 成果指標

市民活動センターにおける新規登録団体数

| 現状<br>(策定時)               | 中間目標<br>(R8)                     | 最終目標<br>(R12)                     |
|---------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 33団体/年(R3)<br>(累計1,143団体) | R5～R8平均<br>33団体/年<br>(累計1,283団体) | R9～R12平均<br>33団体/年<br>(累計1,395団体) |

施策の  
柱4

### つながる・変わる

#### 異なる組織や世代をつなぐ取組の支援

##### ①多様な主体の相互理解や協働の促進

あらゆる主体による多様な形での協働を実現し、様々な分野を横断し、市が全庁的な取組として協働への理解を進め、変化に対応できる仕組みづくりに取り組みます。



##### ②活動を次世代につなげるための支援

市民活動を持続的なものとするため、世代間をつなげていく取組を進めていきます。団体同士の新たな連携等のコーディネートや、異なる世代や組織の交流機会の創出を進めていきます。

#### 成果指標

市と市民活動団体との協働事業数

| 現状<br>(策定時) | 中間目標<br>(R8) | 最終目標<br>(R12) |
|-------------|--------------|---------------|
| 237 事業(R3)  | 275 事業       | 290 事業        |

## 施策の柱1 触れる・楽しむ

市の取組:市民活動へのちょっとしたきっかけの創出

### 取組の方向性



#### (1)市民への情報の広がりの支援

市民活動団体や市民が、お互いに情報を広め合い、社会全体へ伝えることができるような環境づくりに取り組みます。

#### (2)市民活動を身近に感じられる機会の創出

実際に体験し、交流し、楽しむことができる場、市民活動に対する興味・関心を醸成する場、シチズンシップを育む学びの場、行政や市民活動団体等との対話の場といった機会の創出に取り組みます。

#### 想定される事業

- ・市民活動支援システム（ここからネット）【市民自治推進課】
- ・市民活動センターの運営（啓発事業）【市民自治推進課】
- ・学校における出前講座等の実施【市民自治推進課】
- ・「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」推進事業【生涯学習推進課】
- ・生涯学習施設における人材育成事業【生涯学習推進課】
- ・高校生まちづくりスクール（ビジネス編／プロジェクト編）【生涯学習推進課／青少年育成課】

## 施策の柱1 触れる・楽しむ

市の取組:市民活動へのちょっとしたきっかけの創出

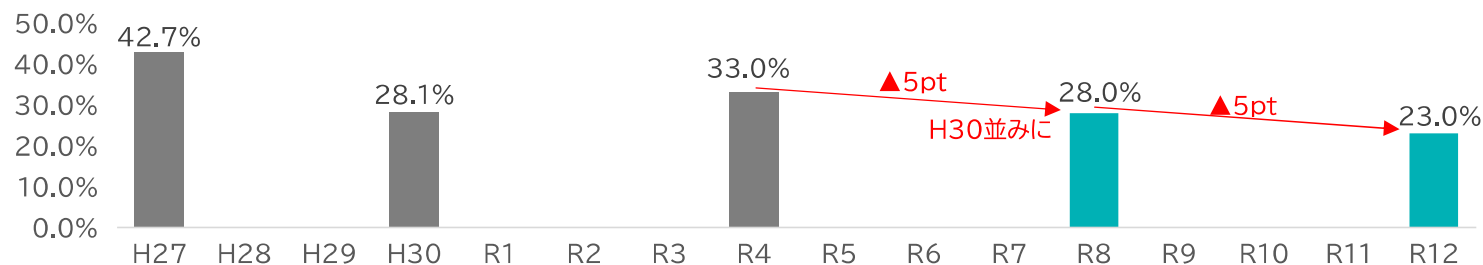
取組の方向性 (1)市民への情報の広がりへの支援 (2)市民活動を身近に感じられる機会の創出

| 成果指標                                           | 現状(策定時)    | 中間目標(R8) | 最終目標(R12) |
|------------------------------------------------|------------|----------|-----------|
| 市民活動に参加していない理由として「情報が得られない」ことを挙げる市民の割合(市民意識調査) | 33.0 %(R4) | 28.0 %   | 23.0 %    |

(成果指標の設定理由)

施策の柱1における「取組の方向性」に沿った施策を進め、市民が情報に触れる機会を増加させることが「情報が得られないために参加できていない」というケースを減らすことにつながるものを考え指標として設定しました。

H30年度においては、「市民活動に参加していない」人のうち、「活動に関する情報が得られない」ことを理由とした市民が28.1%であり、R4年度までの4年間で約5ポイント増加していることから、第4次計画の前期4年間でH30年度と同程度の水準(28%)とし、後期の4年間で更に5ポイント減少させることを目標としました。

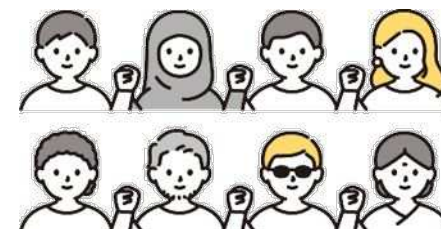


中間目標(R8)に対する成果は令和8年6月に実施予定の市民意識調査にて伺う

## 施策の柱2 動き出す

市の取組:日常の一部としての市民活動の実現

### 取組の方向性



### (1)多様な主体が日常的に市民活動に参加できる環境づくり

年代、性別、国籍、障がいの有無、団体か個人かに等に関わらず、地域や社会に関心をもって自発的に市民活動に参加できたり、企業等による社会貢献活動が促される環境づくりや市民参画の推進に取り組みます。

### (2)市民活動の立ち上げを支える仕組みづくり

自ら活動を立ち上げたり、仲間づくりのための機械や場所の提供、助言や他の団体とのコーディネート等、活動にあたり必要なサポートに取り組みます。

想定される事業

- ・市民活動センターの運営（会議室や事務ブース等の提供）　【市民自治推進課】
- ・市民活動センターの運営（市民活動に係る相談対応）　【市民自治推進課】
- ・「Voice of しずおか市民討議会」の開催　【市民自治推進課】
- ・多文化共生人材育成事業　【国際交流課】
- ・静岡シチズンカレッジ　こ・こ・に「ここにわ相談」　【生涯学習推進課】

## 施策の柱2 動き出す

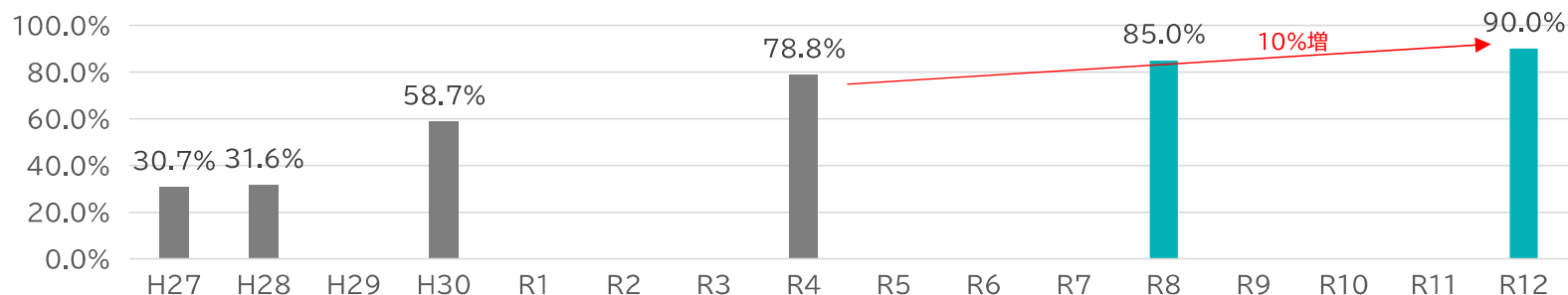
市の取組: 日常の一部としての市民活動の実現

- 取組の方向性**
- (1) 多様な主体が日常的に市民活動に参加できる環境づくり
  - (2) 市民活動の立ち上げを支える仕組みづくり

| 成果指標                                | 現状(策定時)    | 中間目標(R8) | 最終目標(R12) |
|-------------------------------------|------------|----------|-----------|
| 市民活動に参加したことの<br>ある市民の割合<br>(市民意識調査) | 78.8 %(R4) | 85.0 %   | 90.0 %    |

(成果指標の設定理由)

「市民活動が日常の一部となっている」といえるためには、より多くの市民が「市民活動に参加したことがある」という状態であることが、目指す目標の一つであると考え、過去からの推移も併せて比較可能な市民意識調査における上記設問を指標としました。R12年度の目標値は現状値から10%増の90%とし、R8年度の目標値はその中間の値としました。“市民活動は特別なものではなく、日々の営みのなかで自然に支え合い、かかわりあうもの”という本計画を象徴する指標であることから、ストレッチ目標として設定しました。



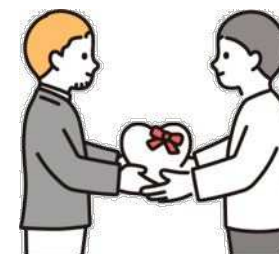
※H27の市民意識調査では、市民活動に自治会・町内会活動などが含まれる のか不明確であったため、H30,R4ではこれを明確化して実施  
※H28の数値は市政アンケートモニター調査結果の数値

**中間目標(R8)に対する成果は令和8年6月に実施予定の市民意識調査にて伺う** <sup>17</sup>

## 施策の柱3 創る・実現する

市の取組:市民活動を支える気運を高める

### 取組の方向性



### (1)市民が市民活動を支え合える仕組みづくり

市民同士が相互にその活動や環境を支えていくため、市民活動の具体的事例等の情報の蓄積と活用や、寄附やボランティア等といった様々な形での支え合いがしやすい環境づくりに取り組めます。

### (2)市民活動団体の基盤強化のための支援

市民活動団体がその力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、市民活動に係る人材や団体の育成、資金調達の情報提供や技術的支援等、幅広いサポートに取り組めます。

想定される事業

- ・ 市民活動センターの運営（人材・団体育成講座） 【市民自治推進課】
- ・ 市民活動センターの運営（会議室や事務ブース等の提供） 【市民自治推進課】
- ・ ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄附事業 【市民自治推進課】

## 施策の柱3 創る・実現する

## 市の取組:市民活動を支える気運を高める

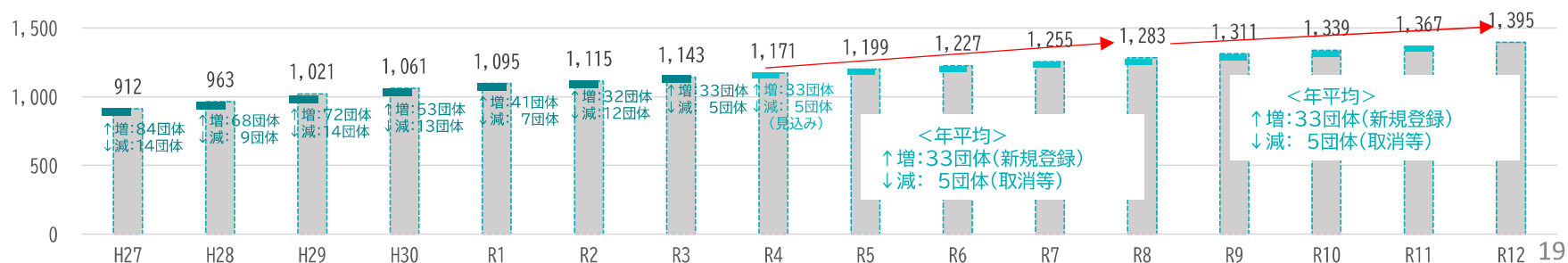
**取組の方向性** (1)自立した市民活動が互いに支え合える仕組みづくり  
(2)市民活動団体の基盤強化のための支援

| 成果指標                | 現状(策定時)                   | 中間目標(R8)                         | 最終目標(R12)                         |
|---------------------|---------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 市民活動センターにおける新規登録団体数 | 33団体/年(R3)<br>(総数1,143団体) | R5~R8平均<br>33団体/年<br>(総数1,283団体) | R9~R12平均<br>33団体/年<br>(総数1,395団体) |

(成果指標の設定理由)

「様々な市民活動が創られている状態」を把握するにあたり、市内における全ての活動の立ち上げや活動内容を把握することは困難です。そのような中、市の施策において市民活動の立ち上げや、活動に関する情報の交流拠点としては市民活動センターがその役割を担っていることから、市民活動センターにおける新規登録団体数が市の施策としての直接的な成果と、市内全体における傾向を把握するための一つの指標となり得ると考え設定しました。

目標値については、登録団体の総数は増加傾向にあるものの、各年度における新規登録団体数はコロナ以前から減少傾向であることを踏まえ、令和3年度の数値を維持することとし、年度によるばらつきも生じることから、計画前期、後期それぞれの4年間の平均の年間登録団体数としました。



## 施策の柱3 創る・実現する

市の取組:市民活動を支える気運を高める

**取組の方向性** (1)自立した市民活動が互いに支え合える仕組みづくり  
(2)市民活動団体の基盤強化のための支援

| 成果指標                    | 現状(策定時)                   | 中間目標(R8)                         | 最終目標(R12)                         |
|-------------------------|---------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 市民活動センターにおける<br>新規登録団体数 | 33団体／年(R3)<br>(総数1,143団体) | R5～R8平均<br>33団体／年<br>(総数1,283団体) | R9～R12平均<br>33団体／年<br>(総数1,395団体) |



成果:市民活動センターにおける新規登録団体数(統計R3～R6)

|                         | R3(策定時)               | R4                    | R5                    | R6                    | R7      |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------|
| 市民活動センターにおけ<br>る新規登録団体数 | 33団体／年<br>(総数1,143団体) | 42団体／年<br>(総数1,175団体) | 52団体／年<br>(総数1,211団体) | 51団体／年<br>(総数1,252団体) | R8,4月算出 |

## 施策の柱4 つながる・変わる

市の取組:異なる組織や世代をつなぐ取組の支援

### 取組の方向性



### (1)多様な主体の相互理解や協働の促進

あらゆる主体による多様な形での協働を実現し、様々な分野を横断し、市が全庁的な取組として協働への理解を進め、変化に対応できる仕組みづくりに取り組みます。

### (2)活動を次世代につなげるための支援

市民活動を持続的なものとするため、世代間をつなげていく取組を進めていきます。

団体同士の新たな連携等のコーディネートや、異なる世代や組織の交流機会の創出を進めていきます。

想定される事業

- ・ 協働事業提案制度 【市民自治推進課】
- ・ 市民活動センターの運営（相談事業を通じた後継者育成支援） 【市民自治推進課】

## 施策の柱4 つながる・変わる

市の取組:異なる組織や世代をつなぐ取組の支援

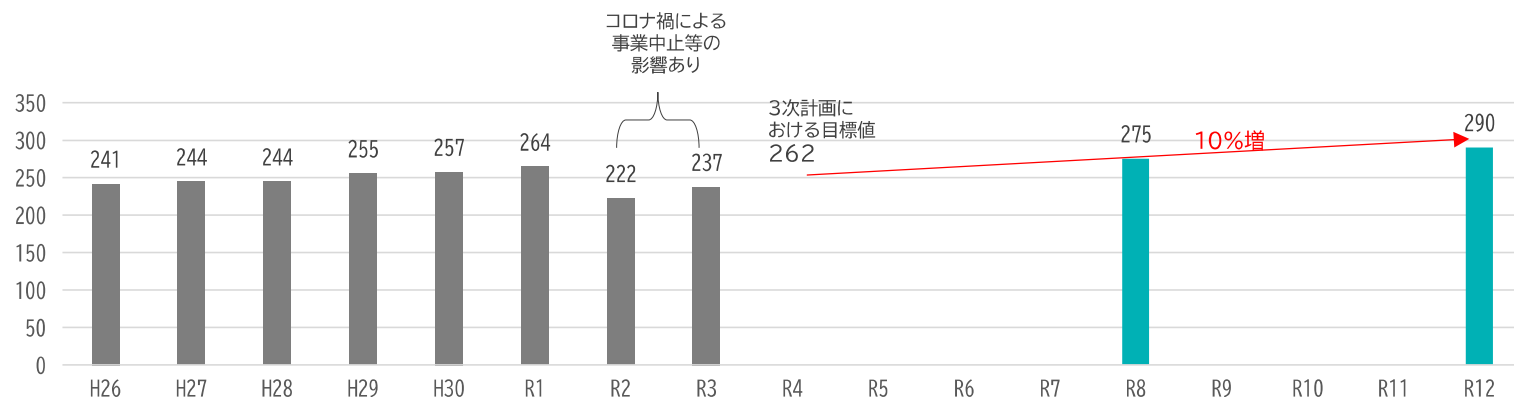
**取組の方向性** (1)多様な主体の相互理解や協働の促進 (2)活動を次世代につなげるための支援

| 成果指標            | 現状(策定時)     | 中間目標(R8) | 最終目標(R12) |
|-----------------|-------------|----------|-----------|
| 市と市民活動団体との協働事業数 | 237 事業(R3)※ | 275 事業   | 290 事業    |

(成果指標の設定理由)

施策の柱4「つながる・変わる」で表される関係性は「行政と他の団体」だけではなく、市民活動団体同士や企業等との関係性を含むものですが、多様な主体の相互理解や協働を促すためには、まずは行政(市)が市民活動団体をはじめとする様々な主体との協働を一層進めていくことが重要であると考え、その状況を表すものの一つとして第3次計画に引き続き「市と市民活動団体との協働事業数」を指標としました。

R12年度の目標値の設定にあたり、現状値であるR3年度の事業実績は新型コロナウイルス感染症による中止、延期等による影響を受けていることから、第3次計画におけるR4年度の目標値である262事業を基準に、10%増の290事業としました。



## 施策の柱4 つながる・変わる

市の取組:異なる組織や世代をつなぐ取組の支援

**取組の方向性** (1)多様な主体の相互理解や協働の促進 (2)活動を次世代につなげるための支援

| 成果指標            | 現状(策定時)                           | 中間目標(R8) | 最終目標(R12) |
|-----------------|-----------------------------------|----------|-----------|
| 市と市民活動団体との協働事業数 | 237 事業(R3)※<br>※新型コロナウイルス感染症の影響あり | 275 事業   | 290 事業    |



成果:市と市民活動団体との協働事業数(統計R3～R6)

|                     | R3(策定時) | R4    | R5    | R6    | R7       |
|---------------------|---------|-------|-------|-------|----------|
| 市民活動センターにおける新規登録団体数 | 237事業※  | 277事業 | 282事業 | 276事業 | R8,5月頃算出 |

### 静岡市市民活動センター

静岡市で市民活動を行う市民の活動拠点

#### 番町市民活動センター

| 名称   | 静岡市番町市民活動センター                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 位置   | 静岡市葵区一番町50番地                                                    |
| 規模   | RC造地上4階建ての1階一部及び2階<br>延床面積1,386.38㎡                             |
| 隣接施設 | 特別支援教育センター<br>(市学校教育課所管)                                        |
| 駐車場  | 20台(特別支援教育センターと共用)                                              |
| 駐輪場  | 14台(特別支援教育センターと共用)                                              |
| 施設内容 | オープンスペース、情報コーナー、会議室、事務ブース、<br>貸事務室、貸ロッカー、メールボックス、印刷作業室、託<br>児室等 |

#### 清水市民活動センター

| 名称   | 静岡市清水市民活動センター                                      |
|------|----------------------------------------------------|
| 位置   | 静岡市清水区港町二丁目1番1号                                    |
| 規模   | RC造地上13階建ての2階<br>延床面積472.6㎡(うち専有386.3㎡)            |
| 隣接施設 | 教育支援センター「はばたく教室」<br>(市こども若者応援課所管)                  |
| 駐車場  | 9台(うち、5台分は民間Pを借用)                                  |
| 駐輪場  | 18台                                                |
| 施設内容 | オープンスペース、情報コーナー、会議室、事務ブース、<br>貸ロッカー、メールボックス、印刷作業室等 |

市民活動に触れるきっかけとなる講座やイベントの開催、市民活動の立ち上げや基盤づくりを支える相談業務、事務ブース等の提供、市民活動団体同士の協働のコーディネート等、第4次静岡市市民活動促進基本計画上の4つの柱に横断的に関係しており、静岡市における市民活動促進施策の担い手として計画の推進を図るうえで重要な位置を占めています。

### 市民活動支援システム

市が運営する市民活動を支援するためのWEBサイト

静岡市では、「より多くの人に参加するまちづくり」を目指して、静岡市の市民活動を支援するポータルサイト「ここからネット」を運営しています。

#### “ここからネット”の主な機能

##### (1)市民活動団体の情報を手軽に検索

市民は分野別、地域別などに絞って気になる市民活動団体情報を探ることができます。市民活動団体は団体情報のPRや、協働して活動できる団体等とのつながりを構築するきっかけを得られます。

##### (2)イベントやボランティア募集、寄附情報を掲載

市民活動に触れる・楽しむきっかけとなるイベントやボランティアなどの情報を発信することができます。

##### (3)マッピング機能による市民活動団体情報の登録や自治会、学区の境界線の表示

##### (4)NPO紹介記事の掲載



ここからネット

### 協働パイロット事業

市民活動団体と静岡市が役割を分担し、社会的課題の解決に取り組む試行的な協働事業

市民活動団体から提案を受けた事業を、団体とその事業に関連する担当課、市民自治推進課の3者で実施します。

- ・市で取り組んでいる事業の実施パートナーを見つけたい…
- ・行政にはない新しいアイデアが欲しい…



静岡市

市と市民との協働事業

市民活動団体

- ・行政と協力しながら、団体の取組を発展させたい…
- ・団体が持っている新しいアイデアを実行するための基盤や資金が欲しい…

静岡市の社会課題を解決

#### 事例

放任竹林を活用したレッパーくんのもぐもぐサポートプロジェクト  
(NPO法人 BASSplus)

##### 課題① 竹林整備団体の活動における持続性

- ✓放任竹林を整備することによって発生する竹の有効な処分方法がない。
- ✓活動資金や担い手の不足により、団体の活動が持続可能な仕組みとなっていない。

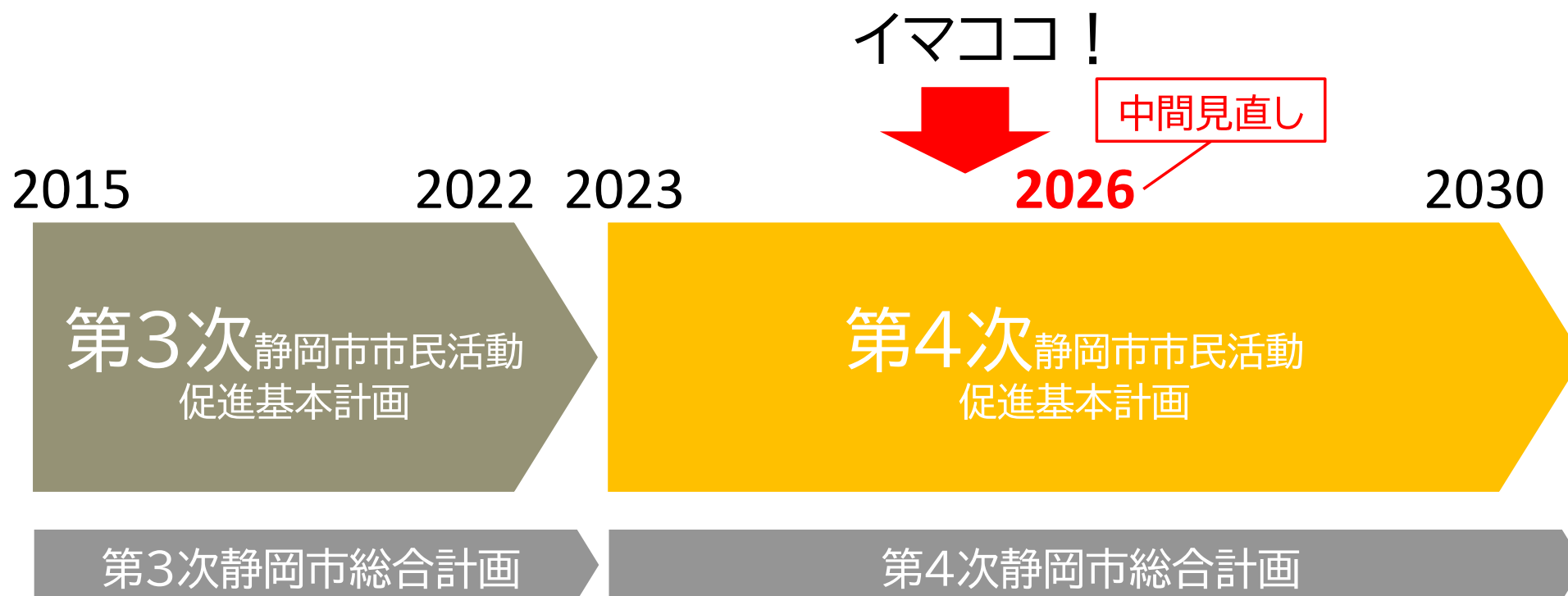
##### 課題② 動物園における飼料調達の負担増

- ✓レッサーパンダの飼料(竹の枝葉)は市有地内の竹林を伐採して確保しており、職員の負担が大きい。
- ✓市外業者から竹を購入する場合もあり、飼料代高騰によるコストが上昇している。



竹林整備団体が伐採した竹の枝葉を日本平動物園のレッサーパンダの飼料として活用

# 第10期静岡市市民活動促進協議会への諮問について



## 第10期静岡市市民活動促進協議会への諮問について

- ・令和4年度に策定した「静岡市市民活動促進基本計画」は令和12年度までの8年計画となっており、令和8年度が中間地点となっている。
  - ・第4次静岡市市民活動促進基本計画の進行管理にあたっては、数値目標を定め、市の取組の有効性等を客観的に測るための成果指標としている。
  - ・一方で、市民活動を数値のみで評価することはできず、また、市民活動の促進に関する施策や事業の多くは、その効果が数値としてすぐに表れるものではないため、社会情勢の変化等も踏まえた質的な変化に着目することも重要である。
  - ・「施策の柱」ごと、成果指標の達成状況をもとに目標数値を見直すとともに、前期の市民活動促進施策に対する評価と後期の計画進行のための見直し、市民の意識や行動等の質的な変化についても評価方法等の検討を行い、計画全体の見直しを図る必要があると考えている。
- 社会の変化を踏まえ、静岡市市民活動促進基本計画の目指す姿実現に向け、協議会委員の皆さんの知見をお借りしたく議論をお願いするものです。

# 中間見直しのための調査ツール

## 成果指標(数値目標)達成状況

| 施策                                     | 施策の柱     | スケジュール                                          |
|----------------------------------------|----------|-------------------------------------------------|
| 施策1                                    | 触れる・楽しむ  | R8.6 市民意識調査実施<br>R8.8 速報値集計完了<br>R8.11 最終結果集計完了 |
| 市民活動に参加していない理由として「情報が得られない」ことを挙げる市民の割合 |          |                                                 |
| 施策2                                    | 動き出す     |                                                 |
| 市民活動に参加したことの市民の割合                      |          |                                                 |
| 施策3                                    | 創る・実現する  | R8.5<br>～R7年度までの新規登録団体数集計完了                     |
| 市民活動センターにおける新規登録団体数                    |          |                                                 |
| 施策4                                    | つながる・変わる | R8.5<br>～R7年度までの協働事業数集計完了                       |
| 市と市民活動団体との協働事業数                        |          |                                                 |

## 意見聴取の機会

- ・ワークショップ
  - ・アンケート
  - ・ヒアリング …など
  - ・市民活動団体アンケート …
- R7.11 企画  
 R7.12～R8.3 実施  
 R8.1～R8.2 実施予定
- (調査項目1～2項目追加可能)